

第 1 3 6 4 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 0 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 秋道 智彌
委 員 奥野 史子
委 員 星川 茂一
委 員 高乗 秀明

4 欠席者 委 員 鈴木 晶子

5 傍聴者 1 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 6 3 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 件，報告 4 件

イ 非公開の承認

報告 3 件については，訴訟に関する案件及び関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

報告 子ども若者はぐくみ局の所管業務等について

(事務局説明 清水 総務課長)

子ども若者はぐくみ局の創設に向けた所管業務等について、去る平成28年11月9日に開催された教育福祉委員会の説明資料に基づいて報告させていただく。はぐくみ局創設に向けては、平成28年4月、市長部局の保健福祉局に子どもはぐくみ局創設担当局長、部長等が配置されるとともに、関係する文化市民局、区役所、教育委員会等が参画する検討会議が設置され、この間、保健福祉局を中心として関係局、関係課が集まっての議論を中心として、市長・副市長へのヒアリングや市会からの御意見なども踏まえながら内容を固めてきた。

コンセプトとしては、子育て支援施策を一元化し、少子化対策、子どもや子育てに関する支援・対策を総合的・積極的に推進するための新たな局「子ども若者はぐくみ局」の創設、並びに、市民に分かりやすく利便性の高い、子どもの総合的かつ専門的な窓口の区役所・支所への設置、を大きな柱とし、新局の設置を契機に、地域と行政が一体となって、京都に息づく「子どもを地域や社会の宝として大切に育む生活文化」を「はぐくみ文化」として創造し、発信していくこととしている。

新局の創設に向けては、子どもと子どもの家庭への支援に関すること、子どもの成長に資すること、青少年及び若者施策等、原則として子どもや家庭、青少年等に係る全ての支援施策の一元化を最大限推進することとし、一方で、子どもや青少年等に関わるが、同一の法体系・施策体系の下で実施、運営すべき業務など、一元化できないものについては、連携の仕組みを確保していく、という考え方にに基づき、その所管業務を検討してきた。

こうした中、平成28年9月7日の教育福祉委員会での説明や関係団体への意見聴取を通して出てきた御意見も受けて、新局で所管すべきかどうか継続して検討していた業務についても方向性を定め、再度、平成28年11月9日の教育福祉委員会で説明し、一定の結論が出たものである。

教育委員会の業務では、私立幼稚園、スポーツ少年団の関係業務、公立幼稚園について、引き続き検討してきたが、その結果、少子化対策や待機児童対策等を総合的に推進する新局の創設を機に、就学前の教育・保育を一体的に推進・充実するために、本来地方教育行政の組織及び運営に関する法律において市長の職務権限となっている、私立幼稚園就園奨励費、私学助成等の私立幼稚園に関する事務は、新局に移管することとした。

一方、公立幼稚園は、その設置・運営は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会の職務権限であると明確に規定されており、また、教員採用や異動等の人事制度や給与制度などを市立学校・幼稚園一体で教育委員会が管理しており、学校教育の一体性や行政効率の観点などから、引き続き教育委員会において所管することとし、そのうえで今後より一層新局との連携を図っていきたいと考えている。

また、スポーツ少年団は、社会体育に位置付けられる団体であり、青少年施策を一

元的・総合的に行えるよう新局に移管し、また、こども体育館、宝が池少年スポーツ広場、まち道場などのスポーツ少年団との関連性が高い業務も併せて移管することとした。

この結果、教育委員会から移管する業務の量としては、これらの業務に携わっている職員数で言えば、概ね21名程度、教育委員会全体の約5%程度の規模となる。

次に、新局の創設に併せて、区役所・支所の窓口を設置される「子どもはぐくみ室」等の概要についてである。区役所・支所の窓口を再編し、子どもに関する業務を総合的かつ専門的に所管する「子どもはぐくみ室」を設置し、市民からの子どもに関する相談に対してワンストップで一元的に対応していくものであり、適切にワンストップサービスを提供できる職員、子育て支援コンシェルジュ機能を担える職員を育成し、窓口配置していく。

「子どもはぐくみ室」、「障害保健福祉」、「健康長寿推進」、「生活福祉」、「保険年金」、「医療衛生相談」の6つの窓口を設置するとともに、福祉事務所と保健センターの垣根も取り外した保健福祉センターを創設するなど、市民により分かりやすく質の高いサービスを提供できるよう改編される。

「子どもはぐくみ室」では、今後、幼稚園等の情報をより適切かつ効果的に提供していくことや、貧困家庭の子ども等に対する新たな取組等の事業の充実・連携策を検討していくことになっている。

今後のスケジュールについてであるが、この先、29年2月市会において、教育委員会から移管される業務に関するものを含め関係条例の改正を行うとともに、詳細な規定整備や新局、区役所・支所の執務室の施設レイアウト、システム改修を順次進めていく。

なお、子ども若者はぐくみ局の創設は平成29年4月1日だが、区役所・支所の窓口のレイアウト変更に関しては、各庁舎の改修を市民サービスに支障を来さないよう、平成29年のゴールデンウィーク明けを目指して完了する見込みである。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】「子どもはぐくみ室」は市民の方々に分かりやすく利用しやすいレイアウトにするべきであるが、区役所・支所の内ではどのような配置になるのか。

【事務局】分かりやすいレイアウトとする方向だと思うが、各区役所・支所の現在の施設状況によるところがある。

【奥野委員】「子どもはぐくみ室」の設置は、幼児を連れた親にとっては、複数の窓口を巡る必要もなくなり、非常に有意義なものである。一方、近年、スマートフォンを利用して子育て支援情報を得る親も非常に多いので、スマートフォンを通じた情報発信も併せて充実してほしい。

【秋道委員】「子どもはぐくみ室」から子育て支援に関するパンフレット等を保育所、

幼稚園等を通じて保護者に配付し、子育て支援情報を広く周知していくことも必要であり、そのような取組も新たに考えられているのか。

【事務局】インターネットを通じた情報発信の充実や保育所、幼稚園等を通じた保護者への情報発信等についても今後より一層充実できるよう関係局と協議し検討していきたい。

【高乗委員】学校を拠点に活動するスクールソーシャルワーカーと区役所・支所との連携も非常に重要だが、「子どもはぐくみ室」設置後、スクールソーシャルワーカーと区役所・支所がどのように連携していくのか。

【事務局】スクールソーシャルワーカーが各学校でアセスメントしたうえで、「子どもはぐくみ室」をはじめとする区役所の各部署と情報共有や連携を図ることになることが想定されるが、具体的な連携の仕組みは今後検討していきたい。

【星川委員】家庭教育は、学校を拠点とした支援も大変重要だと思うが、家庭教育支援の関係業務はすべて新局へ移管されることになるのか。

【事務局】家庭教育分野は基本的には新局に移管する方向であるが、PTAやおやじの会、携帯・スマートフォンの利用に関する啓発など学校との関連が深い業務は引き続き教育委員会で所管する。また、ほっこり子育て広場等の移管される事業については、移管後も新局と教育委員会が連携し、学校を通じた取組等進めていく考えである。

【秋道委員】事業予算についてはどれぐらいの規模で新局に移管されることになるのか。

【事務局】移管業務に係る予算額は、平成29年2月市会を経て確定することになるが、現在それに向けて精査中である。

エ 議決事項

議第22号 「京都市立中学校の通学区域の変更について」

(事務局説明 萩原 調査課長)

現在、朱雀第六小学校からは、朱雀中学校・中京中学校・西ノ京中学校に進学しているが、今回の変更は、中京中学校に進学する児童が西ノ京中学校に進学できるよう、中学校の通学区域を変更するものである。

変更に際しては、学校との協議や保護者向けの説明会などを実施し、朱雀第六学区自治会からも要望書をいただいている。

朱雀第六小学校は、普通学級が1学年1クラスの学校である。1クラス30数名のクラスから、3つの中学校に進学している。中でも、中京中学校に進学する児童はとりわけ少なく、在学中の6年生34人中2名のみが、来年度中京中学校に進学予定と

なっている。

実際に「友達と同じ学校に通いたい。」という声は、朱雀第六小学校に限らずよく耳にすることであり、中京中学校に進学予定の2名の児童が、小学校の友人関係を保ちつつ、スムーズな中学校生活がスタートできるよう、今回、通学区域を変更する。

現在、全市的に「小中一貫教育」の取り組みを進めているが、一つの小学校から複数の中学校に進学する状況の解消は、小中一貫教育の観点からも進めていきたいと考えている。

今回変更の対象地域は中京区聚楽廻南町の JR 山陰線より東の地域、西ノ京小堀町、西ノ京式部町である。ちなみに、聚楽廻南町の JR 山陰線より西の地域は、もともと朱雀第六小学校・西ノ京中学校に通っている地域である。

変更時期は、平成29年4月1日からである。来年4月に中学生となる現在の6年生児童から対象となる。

なお、小学校の通学区域に変更はなく、現在中京中学校に通学している中学生にも変更はない。

西ノ京中学校への通学区域の変更により、中京中学校と比べ通学距離が遠くなるが、現在通学している朱雀第六小学校までの距離と大きな差はなく、10分程度であるため、通学には支障がない距離であると考えている。

なお、朱雀中学校に進学する地域については、進学する児童が一定数いることから、当分通学区域の変更予定はない。

本件議案の説明は以上だが、朱雀第二小学校から進学する中学校の通学区域についても、本件議案と同様の状況があり、今後、教育委員会にお諮りさせていただく。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】教育委員会での御指摘も踏まえて、今年度から地元に説明して進めている。

総論は理解しつつも、検討に時間を要している地域もあり、できるところから少しずつ進めているところである。

【星川委員】全校に声をかけているのか。

【在田教育長】教育委員会から各校に話をしている。

【奥野委員】各校に温度差はあるのか。

【在田教育長】小学校の通学区域自体を変更してほしいという地域や不便とは思いつつも長年定着しているので変更をためらっている地域もある。ただ、小学校の通学区域は地域とのつながりも深いので、すぐに変えることは難しい。そのあたりは地元で議論してまとめていただくしかない。今は御了解をいただけたところから変更を進めているところである。今回の変更を一つのケースとして、他の地域にも波及していけば良い。

【星川委員】小中一貫教育を進めるうえで、通学区域の変更も進めてもらえば良い。

【在田教育長】小学校の通学区域を変更してほしいという地域については、時間をかけて

協議をしていこうと思っている。

【星川委員】今回の変更にあたり、小学校の保護者や町内会に意見を聞いているのか。

【事務局】自治連にも了解をいただいている。また朱雀第六小学校の全保護者を対象に説明会を開いた。参加者は対象地域の保護者だった。保護者からは、「子どもも友達と同じ中学校に行けるため喜んでいる。」と聞いている。

【星川委員】子どもの観点からすれば喜ぶと思う。子どもが喜び、支障が無ければ是非進めてほしい。

(議決)

教育長が、議第22号「京都市立中学校の通学区域の変更について」に対し、各委員「異議なし」を確認、議決。

オ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告3件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 報告事項

報告 京都地方裁判所平成27年(ワ)第793号事件の判決について

(事務局説明 萩原調査課長)

本件訴訟は、塔南高校の陸上部に所属していた原告が受傷した事故について、顧問の安全配慮義務違反を理由に、国家賠償法第1条に基づき、慰謝料等を求めたものであるが、10月27日に、本市に66万円の支払いを命じる本市一部敗訴の判決が言い渡された。

本市は、顧問の指導に問題点が見受けられたことや事案の早期終結が必要であることから、控訴しなかった。原告も控訴しなかったため判決が確定し、11月30日に賠償金66万円及び遅延損害金の支払いを終えている。

本件訴訟では、2件の事故について、顧問の安全配慮義務違反が問題となった。

第1事故は、原告が塔南高校に入学してすぐの平成25年4月、陸上部の部活動の練習中に発生したもの。歩幅を広げるためのフォーム固めの練習として、背中と両腕の間に棒を挟んだ状態で高さ15cmほどのミニハードルを超えながら走るという練習をしていたところ、原告は転倒し、左顔面に大きな擦り傷などの傷害を負った。

第2事故は、原告が2年生であった平成26年4月、陸上の記録会において原告が顧問に脚の不調を訴え、出場の辞退を申し出たが、顧問が出場を促し、原告の右足負傷が悪化したというものである。この第2事故後、原告は陸上部を退部し、在学中に本件提訴に至っている。なお、現在は塔南高校を卒業し、私立大学に進学している。

次に、それぞれの事故に対する顧問の認識と判決の要旨について説明する。

第1事故については、顧問はこれまで生徒が当該練習により転倒したことがなかったため、危険性を認識していなかったが、判決においては、過去に転倒事例がなくてもこの危険を認識できたとしている。

第2事故については、顧問は原告の出場辞退を「弱気になっている心理的な問題」と認識していたが、判決においては、医学的な根拠もなしに精神的重圧と判断し、原告の意に反して出場させたと判示されている。

以上のように、第1事故及び第2事故のいずれにも、顧問の安全配慮義務違反が認められた判決となっている。本件陸上部顧問に対しては、本件事故後、厳しく指導するとともに、判決後に改めて指導している。今後、一層の安全確保を実現してまいりたい。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】第1事故の際の練習方法は、全国的に一般的なものだったのか。

【事務局】一般的なものではなかった。陸上が盛んな大学で実施していたものを取り入れたと聞いている。

【奥野委員】本事案では、訴訟前から顧問と生徒のもつれがあったのではないか。スポーツをしていれば怪我をすることはあるが、その際の顧問の声のかけ方で、生徒の反応は変わってくる。どこまで生徒の背中を押すのか、どこからは止めるのかという非常に難しいさじ加減である。実績のある顧問は高圧的な人が多いように思うが、やはり生徒の声を聞いてあげることが望ましい。キャリアが長い顧問ほど自分の考えだけで動いてしまうものである。本事案は体罰ではないが、生徒が傷を負ったことなど体罰に近いものであると考える。今一度、教育委員会から丁寧な指導を徹底してほしい。

【事務局】もともと原告は、顧問を慕って陸上部に入部したと聞いている。しかし、陸上部は部員が100名を超えるなど、顧問が一人一人の生徒と向き合える状況ではなく、先輩が指導を行うこともあったようである。顧問本人も、原告への対応に至らない点があったことは自覚している。教育委員会としては部員の人数や出場する大会についてもっと検討し、顧問の目が行き届くような体制作りをするよう、指導・助言している。

【星川委員】第2事故に関する判決において、「原告の意思に反して」とされていることが気になる。同じような状況で、励まして参加させる顧問はままいると思われる。

【教育長】競技への参加と怪我の因果関係の判断は難しい。判決は、結論を出すに当たって、原告の意思に沿っていなかったことを判決にまとめたのではないか。

【事務局】裁判所は、第2事故によって負傷したと判断したのではなく、すでに発症していた負傷が第2事故により悪化したと判断し、原告が痛い思いをしたことに対する慰謝料を認めている。原告の出場辞退の申し出があった際に、顧問が原告の脚の様子などをきちんと確認しなかったことを問題とされたように感じる。

【奥野委員】脚の違和感は、顧問が見てわかるものではなく、最後は選手の判断に任せるしかなく、判断できるような生徒になってもらうことも大事である。顧問は、選手の判断を汲むことが必要である。

【高乗委員】原告が控訴していないということは、判決について了解しているのだと思うが、原告本人はどのような思いを持っているのか。

【事務局】判決後、弁護士を通じて謝罪を求められているが、提訴前に謝罪文も出してお詫びしている。

【奥野委員】怪我の程度はどの程度だったのか。

【事務局】靱帯の損傷はあったが、その後、高校在学中に体育祭のリレーでクラス代表として出場するなど、少なくとも生活に支障が出るものではない。

【高乗委員】結局、第2事故の因果関係は、裁判所にどう評価されたのか。

【事務局】以前から怪我をしていたものが悪化したことから、原告に相当な痛みがあったことが評価されている。事故当日、原告は3種目に出場しており、帰りは支えがなければ歩けないほどになっていた。

報告 開智幼稚園の認定こども園移行に係る整備・運営法人の選定について

(事務局説明 辻 学校指導課担当課長)

開智幼稚園の認定こども園への移行については、昨年7月及び本年4月に報告しており、また、8月に説明したとおり、開智幼稚園は本年度末をもって閉園することとし、11月市会にて条例の一部改正について議決された。

この度、平成30年4月の開園に向けた、整備運営法人が決定したので、報告させていただきます。

開智幼稚園については、平成27年度の入園児が減少し、開智学区に幼児教育施設を存続させることを最優先との判断された開智自治連合会が、平成27年8月24日、認定こども園に移行する要望書を提出されたことを受け、保護者の意見も聞きながら、保健福祉局とともに運営法人の選定に向けた協議を進めてきた。

本年、7月には、認定こども園の整備と運営を実施する法人の公募を行い、結果、4法人から応募があり、学識経験者等で構成する開智認定こども園（仮称）整備・運営法人選考評価等委員会において、書類審査や実地審査等の選考・評価を実施していただいた。

応募法人の4者については、「1 応募法人」に記載のとおりであり、この度、委員会における審議の結果を踏まえ、本市として、「2 整備・運営法人として選定した法人」に記載の「社会福祉法人 永興福祉会」を整備・運営法人として選定した。

今後、平成30年4月の開園に向け、地元・行政及び整備運営法人で構成する三者協議会を早期に設置し、地元等の意向を十分に踏まえた整備・運営となるよう、協議を進めていく。

次に、「3 選定理由」であるが、まず、選定にあたっては、募集要項上、委員会審査において、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が整備運営法人として選定することとなっている。

従って、「3 選定理由」に記載の講評は、最も評価の高かった「社会福祉法人 永興福祉会」に関する記載である。

まず、「(1) 運営実績」については、選定法人は、

- ①京都市内で3箇所の認可保育所及び1箇所の小規模保育事業所を運営されており、
- ②「どっちも大事」という運営理念のもと、安心・安全を意識した施設整備や子ども一人ひとりの発達段階に配慮した指導計画の策定など、子どもたちにとって最善の保育を行うことはもとより、延長保育や一時保育、子育て支援の取組の工夫・充実など、保護者にとっても利用しやすい保育所となるよう取り組まれていること、
- ③職階に応じた研修計画の策定や有給休暇取得の奨励など、人材育成や働きやすい職場環境づくりに係る積極的な取組の結果、勤続年数が長い職員が多く、年齢や経験のバランスがとれており、中長期的にも安定的な保育の実施が可能となっていること、
- ④園だよりやホームページなどを活用し、保護者や利用希望者等に対して積極的に保育所からの情報発信が行われていること、⑤要望・苦情解決に向け、意見箱の設置や事前に苦情受付窓口のある第三者機関の紹介を行うなど、日常の保育を改善するために意欲的に取り組まれていることが評価されている。

次に「(2) 事業計画」について、選定法人は、

- ①「遊び」の中の学びを保育の中心に置き、子どもの主体性を大切にする保育や開智幼稚園の年間行事計画の継承など、開智幼稚園の教育・保育の理念や地域に根ざした伝統を的確に理解し、引き継ごうとされていること、
- ②職員の配置計画について、現在運営する施設の経験豊富な保育士を中心に配置し、教育・保育の質の確保に努める計画となっていること、
- ③地域が特に懸念されている送迎車両対策について、保育短時間の設定に幅を持たせることによる送迎時間帯の分散化など、様々な対策を実施する計画となっていること、
- ④子育て支援について、これまで開智幼稚園が取り組んできた地域の関係機関との連携、園庭開放、子育て相談などを継続するだけでなく、現在運営する施設で実施している子育て支援イベントなどの取組を新たに取り入れ、地域に根ざした施設として意欲的に取り組んでいく計画となっていることが評価されている。

次に「(3) 整備計画」について、選定法人は、

①子どもたちが建物の外周を歩き回れる園庭や、開放感のある保育室など、既存施設の概念に捉われることなく、子どもたちが楽しく過ごせる工夫が随所に凝らされた計画となっていること、

②開智幼稚園を長年にわたり見守ってきた桜の木を残すだけでなく、園庭や屋上菜園などにたくさんの緑を配置し、都会の中にあっても子どもたちが自然に触れ合える環境を確保する計画となっていることが評価されている。

「(4) まとめ」として、

①これまで積み重ねてきた保育実践をもとに本認定こども園を運営していく高い意欲と確かな計画性が感じられた点を高く評価したこと、

②本認定こども園が将来にわたって活気あふれる活動拠点であり続けてほしいという地域の思いを真摯に受け止め、今後の施設整備や運営にあたっては地域との緊密な連携の下で行われることを求めること、

③人材育成に積極的に取り組むことにより、教育・保育の質の向上に努め、子どもの自主性や主体性を育てる教育・保育を実践されることを期待する旨が述べられており、選定委員会においては、選定法人の運営実績及び事業計画について高く評価されている。

4 法人についての評価結果については、「4 委員会による選考結果一覧」において点数を記載している。

次に「5 今後のスケジュール」であるが、応募のあった各法人には平成28年12月16日に結果をお伝えするとともに、広報発表を予定している。

今後、速やかに選定法人との基本協定を締結のうえ、地元・行政を加えた3者協議会を開催し、施設整備や運営方法等について協議を行う。

その後、29年4月に本市から選定法人へ土地を貸し付けし、施設整備を経て30年4月に開園する予定である、開園後についても、1年間は3者協議会に保護者代表を加えた4者協議会を開催し、より良い運営となるよう協議を進めていく。

資料4ページには参考として、「委員会及び公募に係る日程」の経過及び「委員名簿」を記載している。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】選定委員による慎重な評価が行われたことが伺える。選定法人の規模はどのようなものか。

【事務局】今回、選定された社会福祉法人永興福祉会については、保育所3園及び小規模事業所1ヶ所を経営されており、職員数も多く、ローテーションを組むなどして運営されている。

【星川委員】選定法人が運営する保育所名は。資料では選定法人に在籍の職員は勤務

年数が長い者が多いとなっているが、これは非常に重要な要素である。

【事務局】選定法人は永興保育園（東山区）、永興小金塚保育園（山科区）、永興くじょう保育園（南区）、永興北白川保育室（左京区【小規模保育事業】）を運営されている。当該法人は、ベテランの職員数も多く、安定的な経営がなされており、選定委員会においても、高く評価されている。

【奥野委員】選定法人は実地審査の点数が50点満点であるが、どのような評価基準となっているか。

【事務局】実地審査の評価については、事前に募集要項で示す実地審査に関する様式を法人から提出してもらい、その内容が正確に達成されているかどうかについて、実際に運営する施設を視察し、評価が行われた。実際には、各審査項目を3段階の評価基準に分類して評価を行い、各項目の合計点が実地審査の点数として記載されている。

【高乗委員】選定法人についての歴史は。

【事務局】法人グループとしては、まもなく60周年を迎える。

報告 「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」まとめ（案）について

（事務局説明 三宅 学校指導課担当課長）

『新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ』まとめ（案）」について、御説明申し上げます。

まず、これまでの経過についてであるが、伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制を再編・統合して設置予定の「新しい定時制単独高校」については、平成27年8月に策定した「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」の下、両校及び総合支援学校の管理職や教員、教育委員会事務局職員からなる「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」を平成27年9月に設置し、「基本構想」に示した『新定時制単独高校』の基本理念」に基づき、その骨格に相当する検討課題について計26回にわたる議論を積み重ね、この度、「まとめ（案）」を取りまとめた。

本「まとめ（案）」については、来年1月10日より約1カ月間、市民意見募集を実施し、広く市民の皆様からのご意見を募集することとしている。

それでは「まとめ（案）」の概要版に基づいて、御説明させていただく。

まず、「1. はじめに」では、ワーキンググループにおける新定時制単独高校の創設に向けた検討経過について記載している

次に「2. 検討の内容」では、新定時制単独高校の骨格となる5つの検討課題について記載しているが、ワーキンググループでは、新定時制単独高校の昼間部と夜間部の生徒が、集団を通して社会性を身に付けることができるよう、「可能な限り、共通の時間帯に学ぶことのできる時間を確保する」とともに、組織化された指導及び支援体

制の充実を図るため、「一つの学校として、教職員組織が一体となった学校運営を行うこと」を検討の前提とし、議論を行ってきた。

そのため、これから御説明申し上げる（１）から（５）の検討内容については、昼間部・夜間部の共通事項としている。

それでは各検討課題について御説明させていただく。

「（１）新定時制単独高校の求める生徒像、育てる生徒像」についてであるが、「①求める生徒像」は、多様な生徒の状況やニーズを踏まえて、「様々な『困り』を抱え、義務教育段階や高校において学びのつまずきを経験しながらも、就職や進学を見据え、学習意欲を持って、新定時制単独高校で学習支援や『学び直し』を求める生徒」と設定した。

次に「②育てる生徒像」は、学校生活を通して社会的自立の基礎を築き、進路希望の実現を図ることが必要との観点から、「社会生活を送るための基礎的な学力を身に付け、社会の一員として、主体的に行動できる生徒」と設定した。

続いて、「（２）学年制・単位制、学期制及び修業年限」では、生徒が進級を意識しやすく、段階に応じて学ぶことができる学年制を軸に、柔軟な科目選択や単位取得を可能とする単位制の特徴を取り入れ、多様なニーズに対応できる教育課程及び教育内容を具体化することとしている。

さらに、学期制は、生徒・保護者が課題を認識する機会が増えるなどのメリットがある３学期制を軸に、修業年限は生徒の希望によって合格後に３年制・４年制を選択できることを基本とするなど、可能な限り柔軟な対応ができるよう、検討していく。

「（３）授業時間帯」についてですが、生徒が様々な思いや体験を共有でき、集団を通して社会性を身に付けることができるよう、可能な限り、昼間部と夜間部の生徒が共通の時間帯に学ぶことができるよう検討を進めた。

只今、御説明させていただいた授業時間帯の検討内容などを踏まえ、配布資料の別紙には授業時間帯及び教職員の勤務時間について例示している。

資料の概略について御説明させていただく。

まず教職員の勤務時間については、新定時制単独高校が昼間・夜間２部制の教育課程を編成すること、さらに、検討の前提として掲げた「教職員組織が一体となった学校運営を行うこと」を踏まえ、勤務時間を１３：２５から２１：５５と例示している。

そのうえで、授業時数として１限から８限までの始業及び終業時間を仮定しており、この授業時数の設定に基づき、１週間あたりの昼間部・夜間部別の授業時間帯をシミュレーションしている。

シミュレーションでは、４限から６限を中心に、昼間部と夜間部が可能な限り、共通の時間帯に学ぶことを前提に設定している。

また、新定時制単独高校においては、課題を抱える生徒が多数在籍することが想定されるため、始業前に教職員間の意思疎通を図る打合せ時間を毎日確保するほか、職員会議や個々の生徒への支援を個別に検討する「ケース会議」など、様々な会議が行

われる時間を確保している。

今後、教育課程などを考慮し、具体的な学校運営形態を検討のうえ、勤務体制についても検討していく。

次に、「(4) 学科、教育課程、資格取得等」についてであるが、学科は普通科とし、教育課程は昼間部・夜間部で同一。さらに、課題解決力や職業観・倫理観を養うことを狙いとした専門的な科目設置も検討することとし、コース制ではなく、学習到達目標を明確にした選択科目で対応することとしている。

また、昼間部・夜間部の変更は、一定の条件の下で認めることとし、資格取得については、学びの動機付けや自尊感情を持たせることを第一の目的に、その種類や教育効果も視野に入れながら、引き続き、検討していく。

続いて「(5) クラス人数、講座人数」については、一人ひとりの生徒に目が行き届いた指導を目指し、学級規模は20名を基本としている。ただし、上級学年では、25名程度を上限に学級規模を大きくすることも今後検討することとしている。

また、積上げの必要な国語・数学・英語といった教科では、必要に応じて、10名程度の習熟度別講座とするなど、きめ細かい指導体制の確立を目指していく。

最後に「3. 今後の検討課題」についてである。

「(1) 通学意欲がありながらも登校できない『引きこもり傾向』にある生徒への対応」として、通学を基本としない通信制課程は一定の教育効果が期待できる一方、「引きこもり傾向」からの脱却を図り、社会性を身に付けるためには、仲間とともに学習するなど、集団生活の素晴らしさを学べる機会を確保することが大切と考えている。

そのため、新定時制単独高校では、「引きこもり傾向」からの脱却と、「最終的に定時制で卒業する」ことを前提とした制度設計が望ましいと考えており、その実現に向けては、定時制課程内で通信教育や多様なメディアを高度に利用した制度の活用も視野に入れるなど、文部科学省とも協議を行いつつ、引き続き、幅広い観点から検討することとしております。

続いて、「(2) 休学・中途退学者に対する学び直しの場の提供について」であるが、年度途中からの一日も早い「学び直し」の場を提供する生徒受入の方策について検討する。

また、「(3) きめ細かい指導及び支援体制について」のとおり、「基本構想」に掲げた理念の実現に向けて、市立洛風・洛友中学校との連携・接続など、引き続き多様な検討が必要と考えている。

加えて、両校がそれぞれ文部科学省事業の調査研究校として取り組んできた研究内容を引き継ぎ、校内の指導及び支援体制の確立に向けて、多様な観点から検討を進めていく。

さらに、新定時制単独高校では、一人ひとりの生徒と向き合うことがより一層求められることから、専門性や豊富な経験のある教職員を配置するなど、充実した組織体制となるよう、人的措置の検討が必要としている。

「まとめ（案）」についての説明は以上である。

本「まとめ（案）」については今後、平成29年1月10日（火）～2月13日（月）の約1ヶ月間で市民意見募集を実施してまいる。

募集方法は郵送・FAX・WEBへの入力としており、チラシの配布先は、市役所・区役所や図書館などの教育施設並びに両校の生徒・保護者・卒業生への案内周知に加え、ホームページへの掲載を予定している。

最後に「今後の予定について」であるが、今後、市民意見募集で寄せられたご意見を踏まえ、ワーキンググループにおいて協議を行い、来年春頃を目途に「まとめ」を策定してまいりたい。

（委員からの主な意見）

【高乗委員】昼間部と夜間部が共通に学ぶ時間帯では、どのような授業形態を想定されているのか。昼間部・夜間部で別々に授業を行うイメージか、それとも、一つの科目に昼間部・夜間部それぞれの生徒が混在するのか。

【事務局】通常授業は昼間部・夜間部が別々のクラスで実施することとなるが、グループ活動や体育など大きな集団で学習することで教育効果が向上する教科・科目や習熟度別講座を展開する場合は、昼間・夜間部で合同実施することを検討している。

【秋道委員】新校の定員はどの程度となるのか。

【事務局】「基本構想」のとおり、1学年80名程度を想定している。

【高乗委員】全体の学校規模としてはどの程度を想定されているのか。

【事務局】生徒全員が4年制を選択した場合、最大で320名規模となるが、昼間部は3年で卒業したいと希望する生徒が多数在籍することが想定される。また、夜間部でも仕事をしながら学ぶ生徒は4年制を選択すると思うが、人間関係をはじめ様々な理由から夜間にしか通学できない生徒の中には3年制を選択する生徒も想定されるため、実際にはもう少し小さい規模になると考えている。

【高乗委員】昼間部と夜間部の定員の割合はどの程度となるのか。

【事務局】定員の内訳は選抜方法にも直結するため、今後の検討課題であり、現時点で未定である。引き続き、昼間部・夜間部の授業時間帯や教育内容を踏まえ、検討してまいりたい。

【秋道委員】修業年限の変更について、4年制から3年制への変更も対応されるのか。

【事務局】そうした変更についても、生徒の希望や事情などを踏まえ、可能な限り対応していきたい。

【秋道委員】生徒事情に応じて、柔軟に対応される点は望ましいことである。昼間部から夜間部への変更も可能な限り対応されるのか。

【事務局】原則的には入学段階で選択した部で卒業を目指すことになると考えてい

るが、生徒の様々な状況を勘案し、配慮の必要な事情がある場合は、一定の条件の下、保護者等とも十分に相談したうえで対応していきたいと考えている。

【高乗委員】「教職員組織が一体となった学校運営」を前提に検討されているが、一人ひとりの教員が昼間部と夜間部の授業を受け持つことになるのか。

【事務局】ワーキンググループでは、組織化された指導及び支援体制の充実を図るため、原則として各教員が昼間部・夜間部双方の授業を受け持つことを前提に検討を進めている。多様化する生徒の課題解決に取り組むためには、新校が一つの学校として教職員組織が一体となった学校運営が重要と考えている。

【星川委員】府立清明高校とはどのように役割分担されていくのか。

【事務局】教育内容で見た場合、清明高校は午前部と午後部による昼間二部制の定時制高校であり、新校は昼間・夜間の2部制を編成する。さらには、2期制・単位制の清明に対して、新校は3学期制かつ学年制を軸としている。休業期間前に評価を行う3学期制とすることで、学期毎に明確な目標を設定し、評価を基にした支援体制を構築するというサイクルを確立でき、加えて、学年制を軸とすることで、生徒が進級を意識しやすく、段階に応じて学びを進めることが可能となることから、様々な理由から学び直しを求める生徒たちのニーズに応えることができると考えている。また、新校では学習意欲がありながらも登校できない「引きこもり傾向」にある生徒に対して、通信教育や多様なメディアを利用した学習支援を検討するなど、従来の公立高校には無い新しいタイプの学習形態も目指している。

【星川委員】より一層多様な生徒のニーズに応える指導体制を構築されることを期待している。

【事務局】中学校長会とも、本「まとめ（案）」策定にあたって事前に意見交換を図ったが、学年制や3学期制を軸とする点については、独り立ちが難しい生徒に対する手厚い教育環境の実現が期待できるとの御意見を頂戴するなど、新校の教育内容の趣旨に賛同いただく御意見を多数頂戴している。また、「まとめ（案）」に記載のとおり、市立洛友中学校や洛風中学校との連携・接続を今後検討するなど、市立学校としての強みを生かした教育内容や生徒受入のあり方についても今後検討してまいりたい。

【秋道委員】就職指導はどのように行われる想定か。

【事務局】多くの生徒にとって最後の学びの場となることが想定される新校では、学校生活やアルバイトを通して、社会的自立を促すことが大前提であり、そこで培った社会性や人間関係を強みに就職に繋げることが出来ればと考えている。加えて、これまでの両校同様、在学中のアルバイト先に引

き続き就職することを含めた指導を想定している。

【奥野委員】「高等学校における遠隔教育」の、他都市での活用事例は如何か。

【事務局】離島や過疎地において利用されていると聞いているが、新校で想定しているような、「引きこもり傾向」にある生徒に対して、自宅や保健室を通じてやり取りをするために通信教育を利用することは、制度を活用するうえで想定していない事項であり、引き続き文部科学省と協議が必要な状況にある。

【奥野委員】「不登校生徒に対する特例制度」を新校で導入するにあたって、課題等はあるのか。

【事務局】「不登校生徒に対する特例制度」については、年間を通じて特別な教育課程を設定する必要があるため、年度途中で生徒の「引きこもり傾向」が解消した場合でも、当初の教育課程の変更が困難であり、新校で想定している柔軟な教育システムの実現が難しい点が挙げられる。

【奥野委員】様々な課題を抱える生徒への対応を目指すことは、大切な視点だと考える。引き続き、遠隔教育や特例制度をはじめとする制度面の研究も進めていただき、より良い学校となるよう、検討を行っていただきたい。

【在田教育長】本「まとめ（案）」については、12月21日の教育福祉委員会に報告予定である。御承知おきいただきたい。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

11月30日 全国的な学力調査に関する専門家会議

12月3日 第2回小中一貫教育小規模校全国サミット in 宮島

12月10日 第19回京都市PTAフェスティバル、はぐくみ情報展の開催

12月11日 中学生・高校生「京都・観光文化検定試験」チャレンジ

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時00分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長